

パッチ適用方式の改善（職員端末）に伴う作業委託

パッチ適用方式の改善（職員端末）に伴う作業委託を、以下の要領で公募に付します。

本件は既存の端末機管理システムにおいて実施している職員端末に対するパッチ運用方式を改善するものであり、同システムを構築し仕様を理解している特定業者のみが履行可能と考えますが、他に公募条件を満たし業務履行が可能である者の有無を確認するために公募を実施するものです。

なお、本件に係る契約締結は、当該案件に係る予算が成立することを条件とするものです。

1 公募に付する事項

- (1) 件名
パッチ適用方式の改善（職員端末）に伴う作業委託
- (2) 目的及び概要等
別途交付する「公募仕様書」のとおり。
- (3) 契約締結時期
平成 29 年 4 月（予定）
- (4) 納入期限
平成 29 年 5 月 31 日（予定）

2 参加資格

- (1) 端末機管理システムの理解に関する条件
公庫の端末機管理システムに係る仕様を理解していること。
- (2) 平成 28・29・30 年度全省庁統一資格、「役務の提供等」において「A」、「B」又は「C」の等級に格付けされている者であること、又は、申請書類により同等であると確認できる者であること。
- (3) 個人情報等管理体制が確立されていること。
- (4) JIS Q 27001（旧 ISMS 認証基準）又は一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）「プライバシーマーク」のうち、いずれかの認証を取得していること。
- (5) 次の各項に該当しない者であること。
 - イ 契約を締結する能力を有しない者、破産者で復権を得ない者及び反社会的勢力に該当する者
 - ロ 公庫の契約に関し次の各号のいずれかに該当すると認められたときから公庫が定めた 3 年以内の期間を経過しない者
 - (イ) 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
 - (ロ) 公正な競争の執行を妨げたとき又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
 - (ハ) 契約者が契約を履行することを妨げたとき。
 - (ニ) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
 - (ホ) 正当な理由なく契約を履行しなかったとき。
 - (ヘ) (イ) から (ホ) までの規定により競争に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。
 - ハ 参加申込書及びその添付書類に虚偽の記載をした者

- (6) 経営の状況又は信用度が極端に悪化していないと認められる者であり適正な契約の履行が確保される者
- (7) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続の申立てがなされている者でないこと。
- (8) その他公庫が不相当と認めた者でないこと。

3 仕様書交付及び交付期限

(1) 交付方法

本公告の日から、原則として、電子メールにより交付する。交付を希望する者は、次の内容の電子メールを、管財部契約課代表アドレス (pnbid-k@jfc.go.jp) に送信し、担当者まで電話連絡を行うこと。

イ 電子メールの標題に、「公第 29 - 49 号に係る公募仕様書交付希望」と記載する。

ロ 電子メールの本文に、次の内容を記載する。

① 件名「パッチ適用方式の改善（職員端末）に伴う作業委託」

② 交付申請者の住所、氏名、電話番号、メールアドレス（交付申請者が法人の場合は、住所、法人名、担当部署、担当者氏名（役職）、電話番号、メールアドレス）

公庫が当該電子メールに仕様書を添付したうえで交付申請者に返信することにより、仕様書を交付する。

なお、窓口での直接交付を希望する者に対しては、項番 6 の申込・問合せ先にて交付を行う。

(2) 交付期限

平成 29 年 3 月 28 日（火）12 時 00 分

4 申込方法

参加を希望する者は、平成 29 年 3 月 28 日（火）15 時 00 分までに、参加申込書（別添 1）及び項番 5 に示す提出書類を項番 6 の申込・問合せ先へ、項番 7 の提出方法にて提出すること。

5 提出書類

(1) 参加資格があることを証明する書類

イ 法人登記簿謄本（申込前 3 ヶ月以内に発行されたもの（原本））

ロ 財務諸表（直近 2 期分）

ハ 法人税（法人の場合）、所得税（個人の場合）、消費税及び地方消費税に係る納税証明書（その 3）又は同（その 3 の 2）若しくは同（その 3 の 3）

ニ 適合証明書（別添 2）

ホ 個人情報等管理体制確認書（別添 3）

ヘ 誓約書（別添 4）

（注）イ、ロ及びハは、平成 28・29・30 年度全省庁統一入札参加資格の資格審査結果通知書の写しをもってかえることができる。

(2) 見積書

別途交付する「公募仕様書」に基づき作成すること（様式適宜）。

6 申込・問合せ先

〒100-0004

東京都千代田区大手町 1 丁目 9 番 4 号（大手町フィナンシャルシティ ノースタワー）

株式会社日本政策金融公庫 管財部 契約課

担当：梶（カコイ） 裕一郎

電話：03-3270-1552

FAX：03-3270-1411

7 提出方法

持参又は郵送による。

持参の場合には、項番6における「日本公庫エントランス1階総合受付」で公庫担当名及び当該案件の公募参加申請書等を持参した旨を伝えること。

郵送の場合には、簡易書留郵便にて、申込期限必着で送付すること。

8 その他

- (1) 参加者は、提出した書類、添付書類等について説明を求められた時はこれに応じなければならない。
- (2) 書類等の作成及び提出にかかる費用は、提出者の負担とする。
- (3) 提出された書類は、返却しない。
- (4) 提出された書類の差し替え及び再提出は認めない。

別添 1

平成 年 月 日

参加申込書

株式会社日本政策金融公庫
管財部長 中島 聡 殿

住 所

商号又は名称
代表者氏名

代表者印

株式会社日本政策金融公庫が平成 29 年 3 月 17 日付で公告した「パッチ適用方式の改善（職員端末）に伴う作業委託」の公募に参加することを希望します。

○連絡先

(担当部署)
(担当者名)
(電話番号)
(FAX 番号)
(E-MAIL)

平成 年 月 日

適 合 証 明 書

株式会社日本政策金融公庫
管財部長 中島 聡 殿住 所
商号又は名称
代表者氏名

代表者印

本件にかかる「参加資格」について、以下のとおり適合することを証明いたします。

	参加資格	合否判定の根拠となる事由
1	【端末機管理システムの理解に関する条件】 公庫の端末機管理システムに係る仕様を理解していること。	【参加資格の条件の有無を選択し、適宜理由を記載すること。】 理由： 有・無
2	JIS Q 27001（旧 ISMS 認証基準）又は一般財団法人日本情報経済社会推進協会(JIPDEC)「プライバシーマーク」のうち、いずれかの認証を取得していること。	【認証の取得を証明できる証拠書類を添付すること。なお現在更新申請中の場合、その旨を証明できる証拠書類も添付すること。】 取得の有無： 有・無 添付書類名：

個人情報等管理体制確認書

調査項目	内 容
会社の概要	会社名 代表者氏名 従業員数 所在地 概要 （1）沿革 （2）資本金 （3）事業内容 （4）その他
受託業務の担当人員等	
個人情報及び顧客情報の安全管理に係る基本方針	
個人情報及び顧客情報の安全管理に係る取扱規定	
個人情報及び顧客情報の取扱状況の点検及び監査に係る規定	
外部委託に係る規定	
組織的安全管理措置 （個人情報及び顧客情報の管理責任者を含む）	
人的安全管理措置 （従業者との非開示契約等を含む）	
技術的安全管理措置	
顧客情報漏えい事案等の発生状況（発生時は再発防止措置実施状況を含む）	
その他の安全管理措置	

上記のとおり相違ありません。

平成 年 月 日

代表者印

個人情報等管理体制確認書（記載例）

調査項目	内 容
会社の概要	会社名 株式会社 ○○○○ 代表者氏名 ○○ ○○ 従業員数 90名 所在地 東京都千代田区大手町1-9-3 概要 (1) 沿革 昭和24年6月創業 (2) 資本金 金1億円 (3) 事業内容 印刷、情報通信業 (4) その他 プライバシーマーク認証番号 ○○○○
受託業務の担当人員等	担当部署 印刷部 担当人員 5人
個人情報及び顧客情報の安全管理に係る基本方針	個人情報の保護に関する法律及びその他関連法令を遵守し、弊社で定めている安全管理規定に従って個人情報及び顧客情報を取扱うことを基本方針に掲げています。
個人情報及び顧客情報の安全管理に係る取扱規定	代表取締役が個人情報及び顧客情報の管理責任者となり、個人情報及び顧客情報を適正に管理することを規定しています。 個人情報及び顧客情報の取扱者を指定し、指定された者以外は個人情報及び顧客情報を取扱えないことを規定しています。 個人情報及び顧客情報データベースのアクセス及び持ち出しを制限することを規定しています。
個人情報及び顧客情報の取扱状況の点検及び監査に係る規定	担当部の部長が、個人情報及び顧客情報の取扱状況について年1回点検し、調査することを規定しています。 監査委員会を設置し、監査員長が年1回監査することを規定しています。
外部委託に係る規定	個人情報及び顧客情報の取扱いを外部業者に委託する場合は、委託先を弊社で定める選定基準に従って選定し、安全管理措置を盛り込んだ契約を締結することを規定しています。
組織的安全管理措置 （個人情報及び顧客情報の管理責任者を含む）	個人情報及び顧客情報の安全管理に関して、従業員の責任と権限を明確に定めています。 個人情報及び顧客情報の安全管理に係る規定及びその実施状況の点検・監査に係る規定を適正に運用・実施しています。 個人情報及び顧客情報の管理責任者は、代表取締役 ○○ ○○となっています。
人的安全管理措置 （従業員との非開示契約等を含む）	全従業員及び派遣職員から情報の非開示にかかる誓約書を受けています。 従業員に対する教育・訓練等を実施し、顧客情報の安全管理が図られるよう監督しています。
技術的安全管理措置	個人情報及び顧客情報並びにそれらを取り扱う情報システムへのアクセス制御及び情報システムの監視等の、顧客情報の安全管理に関する技術的な措置を図っています。
顧客情報漏えい事案等の発生状況（発生時は再発防止措置実施状況を含む）	平成○年○月○日、当社社員が出張中に、顧客情報○件を含むデータを収録したフロッピーディスクの盗難事故に遭い、顧客情報流出の可能性が生じました。 事故発生後、以下の再発防止策を徹底しております。 (1)・・・
その他の安全管理措置	安全管理を推進するために社員への教育及び訓練を計画的に行っています。 就業規則において、法令及び社内規定を違反した従業員に対して懲戒処分を課すことにしています。

上記のとおり相違ありません。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

株式会社 〇〇〇〇
代表取締役 〇〇 〇〇 代表者印

【個人情報及び顧客情報の取扱を伴う業務の受託条件】

- ・個人情報及び顧客情報の安全管理に係る基本方針が整備されていること。
- ・個人情報及び顧客情報の安全管理に係る取扱規定が整備されていること。
- ・個人情報及び顧客情報の取扱状況の点検及び監査に係る規定が整備されていること。
- ・個人情報及び顧客情報を取扱う業務を外部委託する際の規定が整備されていること。
- ・組織的安全管理措置が整備されていること（取締役又は執行役等業務執行に責任を有する者が個人情報及び顧客情報の管理の責任者であることを含む）。
- ・人的安全管理措置が整備されていること（従業者と個人情報及び顧客情報の非開示契約等がなされていることを含む）。
- ・技術的安全管理措置が整備されていること。
- ・顧客情報の安全管理に係る体制整備以降、漏えい事案等が発生していない、又は発生していても適切な再発防止措置が実施されており、顧客情報の安全管理に関して、実績等に基づく信用度が認められること。
- ・委託先における適切な顧客情報保護の実施の観点から、委託先の経営の健全性が認められること。

別添4

平成 年 月 日

株式会社日本政策金融公庫
管財部長 中島 聡 殿

住 所
商号又は名称
代表者氏名

代表者印

誓約書

今般、株式会社日本政策金融公庫が行う「パッチ適用方式の改善（職員端末）に伴う作業委託」に係る公募（平成29年3月17日付け公告）に関し、「2 参加資格」にある下記項目の全てを満たすことを誓約するとともに、万一、後日、不正な行為等が判明した場合は、公庫のとられる処置には一切異議の申し立ては行いません。

記

- 1 次の各項に該当しない者であること。
 - (1) 契約を締結する能力を有しない者、破産者で復権を得ない者及び反社会的勢力に該当する者
 - (2) 公庫の契約に関し次の各号のいずれかに該当すると認められたときから公庫が定めた3年以内の期間を経過しない者
 - イ 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
 - ロ 公正な競争の執行を妨げたとき又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
 - ハ 契約者が契約を履行することを妨げたとき。
 - ニ 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
 - ホ 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。
 - ヘ イからホの規定により競争に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。
 - (3) 参加申込書及びその添付書類に虚偽の記載をした者
- 2 経営の状況又は信用度が極端に悪化していないと認められる者であり適正な契約の履行が確保される者
- 3 会社更生法に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続きの申立てがなされている者でないこと。

以上